

令和6年5月17日

第11回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 令和6年5月17日(木) 午後2時30分

2. 会 場 市民会館 501号室

3. 出席委員 20名

4. 出席の委員

2番	佐藤 國夫	3番	柴山 栄重	4番	後藤 洋二
5番	中村 謙一	6番	野崎 俊幸	7番	山岸由美子
8番	浪岡 真澄	9番	曳地 正人	10番	油井 妙子
11番	菅野 秀夫	12番	菅野 善晴	13番	菱沼寿美恵
14番	渡邊 正芳	15番	安齋 昭通	16番	尾形 寅昭
18番	柴田 徳男	19番	武田 勇夫	21番	半澤 幹夫
22番	阿部 哲也	23番	佐藤 裕一		

5. 欠席の委員

1番	栗原 武弘	17番	古関 恵子	20番	齋藤 貴裕
24番	玉根 吉光				

6. 事務局の出席者

事務局 長	阿藤 裕之				
次長兼農地係長	阿部 三起夫	主 査	小針 道理		
庶務係長	丹治 薫	会計年度任用職員	渡辺 久美子		

議案の内容

- 第1号 農地等の買受適格証明願出について
- 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第5号 現況確認証明願出について
- 第6号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第7号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第8号 農業者年金加入推進活動計画の承認議決について
- 第9号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について
- 第10号 青年等就農計画の認定に係る承認議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	1 番 栗原武弘委員、1 7 番 古関恵子委員、2 0 番 齋藤貴裕委員、2 4 番 玉根吉光委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、20名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第11回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。 12番：菅野善晴委員、13番：菱沼寿美恵委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の小針主査を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後4時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時30分までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(179件)】 合計179件、令和6年5月17日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地等の買受適格証明願出についての案件は、転用の目的で農地の競売に参加するための証明願出1件です。別添「調査書」のとおり、農地転用の許可基準をすべて満たすものと考えます。 区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番(発言を求める。)
議長	半澤委員(発言を許可する。)
21番	整理番号1番について説明いたします。申請者は、資材置場、駐車場等の自社使用目的のため、競売に参加するもので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地等の買受適格証明願出について、整理番号1番の1件、

	原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の3ページをご覧ください。議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転15件、使用貸借権設定2件、計17件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	柴山委員（発言を許可する。）
3番	整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、専業農家である譲受人が、自宅隣にある譲渡人の農地を取得するもので、利便性と経営規模の拡大に繋がると思います。整理番号2番ですが、譲受人が自宅近くにある農地を家庭菜園目的で購入するものです。譲渡人は県外在住のため耕作するのが難しく、2件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号3番から4ページ8番までの6件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号3番から8番について説明いたします。整理番号3番ですが、譲渡人が高齢になり息子である譲受人に生前贈与するものです。譲受人は水稻、果樹、いちごなどを栽培し、今後も営農していくと判断いたしました。整理番号4番ですが、父である譲渡人の体調が悪くなったため、息子である譲受人が会社を辞めて、新規就農するため使用貸借権を設定する案件です。春から農作業を始めています。整理番号5番から8番について説明いたします。譲受人が圃場を回復し、既存のビニールハウスを利用して野菜等を栽培するものです。現地を調査し問題ないと判断いたしました。いずれの案件も区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	整理番号9番は取り下げとなりましたので、次に区域番号4番、整理番号10番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
13番	議長13番（発言を求める。）
議長	菱沼委員（発言を許可する。）

13番 整理番号10番について説明いたします。譲受人と譲渡人は姉妹で、譲渡人は市外在住で福島市に戻る予定はないため、所有権移転をするものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 5ページ、区域番号5番、整理番号11番及び12番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 柴田委員（発言を許可する。）

18番 整理番号11番、12番について説明いたします。整理番号11番ですが、譲受人が譲渡人の水田を購入し、経営規模の拡大をするものです。整理番号12番ですが、譲受人が自宅付近で耕作利便のため、所有権移転するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号6番、整理番号13番及び14番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 半澤委員（発言を許可する。）

21番 整理番号13番、14番についてご説明いたします。

整理番号13番ですが、譲渡人は高齢で耕作ができなくなり、自作地続きで耕作利便となる譲受人に贈与するものです。整理番号14番ですが、譲受人は譲渡人の義理の妹で、申請地は譲受人の自宅付近のため贈与するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号15番から6ページ18番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 佐藤委員（発言を許可する。）

23番 整理番号15番から18番について説明いたします。整理番号15番ですが、申請地は譲渡人が相続し、保全管理をしておりました。近隣で果樹を栽培している譲受人が自作地付近で耕作利便のため、所有権移転するものです。りんごを栽培する予定で、近隣は果樹地帯であり周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号16番で

	すが、譲受人が空き家と共に農地を取得するため所有権を移転するものです。じゃがいもやネギを栽培する予定で、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号１７番ですが、譲渡人は高齢で耕作や保安全管理が難しく、近隣で耕作している譲受人が、遊休農地防止のため耕作するということで、使用貸借権を設定するものです。大豆を栽培する予定で、周りは水田のため周辺に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号１８番ですが、譲渡人が相続した農地で、管理が大変ということもあり、譲受人が家と共に農地を取得するため所有権を移転するものです。ピーマン、ナス、トマトの自家用野菜を栽培する予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第２号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第２号 農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号１番から８番、１０番から１８番までの１７件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第３号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の７ページをご覧ください。議案第３号 農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、その他の区域農地の自己転用１件で、市処分案件です。申請にあっては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号７番、整理番号１番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２３番	議長２３番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
２３番	整理番号１番について説明いたします。この申請は令和３年９月の総会で許可された牧草地で、今回収穫された牧草や農機具の置き場として転用申請するものです。周辺は山林のため影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第３号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第３号 農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号１番の１件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第４号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の８ページをご覧ください。議案第４号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転７件、賃

	借権設定3件、使用貸借権設定2件、計12件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	柴山委員（発言を許可する。）
3番	整理番号1番について説明いたします。譲受人が借りていた土地の代替地を探していたところ、申請地が見つかり、申請地は周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号2番、3番について説明いたします。整理番号2番ですが、譲受人が特定建築条件付き土地敷地として、所有権を移転するもので、周りは住宅が多く問題なしと判断いたしました。整理番号3番ですが、譲受人が護岸工事のため、一時転用し賃借権を設定するもので、周辺の農地に影響なしと判断いたしました。以上2件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	この土地は、譲受人の敷地に隣接している土地で、親の代から使用していいと言われていましたが、今回譲渡人が相続し、正式に所有権移転して農家住宅敷地を拡張をするものです。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろ

しくお願いいたします。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 渡邊委員（発言を許可する。）

14番 整理番号5番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。14番 渡邊正芳委員、一時退席願います。

〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 菱沼委員（発言を許可する。）

13番 整理番号5番について説明いたします。現在の住宅の敷地に隣接している農地に、農家住宅を建てるものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 9ページ、区域番号5番、整理番号6番から8番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願います。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 柴田委員（発言を許可する。）

18番 整理番号6番から8番について説明いたします。整理番号6番ですが、譲受人が、露天駐車場敷地のため使用貸借するものです。整理番号7番ですが、申請地は譲受人の自宅前で、所有権移転し進入路及び露天駐車場にするものです。整理番号8番ですが、農業用施設を建てるために、譲渡人から所有権移転するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号6番、整理番号9番及び10番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願います。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 半澤委員（発言を許可する。）

21番 整理番号9番、10番についてご説明いたします。整理番号9番ですが、譲受人が資材置場、作業所、駐車場にするものです。整理番号10番ですが、譲受人の会社の資材置場、駐車場にするものです。2件とも周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	１０ページ、区域番号７番、整理番号１１番及び１２番の２件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２３番	議長２３番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
２３番	整理番号１１番、１２番について説明いたします。整理番号１１番ですが、譲受人が野立ての太陽パネルを設置するため、所有権移転をするものです。申請地は第３種農地で、周りは住宅地で周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号１２番ですが、譲受人が福島市の水道局の発注により、配水管移設工事のための仮設事務所や資材置場として一時転用をするために賃貸権の設定をするものです。周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第４号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第４号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号１番から１２番までの１２件、原案のとおり許可と決定いたします。
	１４番 渡邊正芳委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。
渡邊正芳委員	（入室、着席する。）
議長	それでは、議事を再開します。
	次に、議案第５号について事務局の説明を求めます。
次長	１１ページをご覧ください。議案第５号 現況確認証明願出についての案件は、昭和２７年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
	区域番号５番、整理番号１番の１件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１８番	議長１８番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
１８番	整理番号１番について説明いたします。整理番号１番ですが、昭和６０年頃に養蚕業を廃業し耕作を放棄した桑畑で、４月２２日に事務局と現地確認を行った結果、山林化しており農地復元は困難と区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号６番、整理番号２番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろ

しくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 21番 (発言を求める。)

議長 半澤委員 (発言を許可する。)

議長 21番 整理番号2番について説明いたします。30年前から耕作がされておらず、耕作放棄地となっております。現地確認を行いました。すでに山林化しており農地に戻すことは困難と区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、議案第5号 現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の12ページをご覧ください。議案第6号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。

議長 区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 4番 (発言を求める。)

議長 後藤委員 (発言を許可する。)

議長 4番 整理番号1番、2番について説明いたします。議案第2号、整理番号7番、8番の関連案件です。整理番号1番は、堆肥や肥料などを入れる農業倉庫として、整理番号2番は作業員の休憩室や農機具を入れる、農業施設として使用するものです。どちらも現地確認を行い区域協議会では、問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、議案第6号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の13ページをご覧ください。議案第7号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、福島市長より農用地利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分

が28件、67,987.13㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。

14ページ、区域番号2番、整理番号1番から7番までの7件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 後藤委員（発言を許可する。）

4番 整理番号1番から7番について説明いたします。整理番号1番ですが借受人は会社組織で規模拡大をしており、現在耕作している農地の隣を借り、ももを栽培するため苗木が栽植されています。整理番号2番から7番の借受人は会社組織で規模拡大しており、利用権を設定する農地は借受人の畑の近くで、現在休耕地ですが整備をし、ももを栽培する予定です。7件とも区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 15ページ、区域番号3番、整理番号8番及び9番の2件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 曳地委員（発言を許可する。）

9番 整理番号8番、9番について説明いたします。整理番号8番ですが、貸付人と借受人は親子関係で、借受人が野菜を栽培するという案件です。整理番号9番ですが、借受人は、実家の近くで農業をしたいということで、機械等も実家から借りて新規就農で活動している方です。2件とも区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号10番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 菱沼委員（発言を許可する。）

13番 整理番号10番について説明いたします。利用権を設定する農地が借受人の畑と自作地続きで耕作利便のため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 16ページ、区域番号5番、整理番号11番から13番までの3件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	整理番号11番から13番について説明いたします。整理番号11番ですが、借受人は現在も花卉をきちんと栽培しています。整理番号12番ですが、借受人の借りている田んぼの隣で、現在もきちんと耕作しています。整理番号13番ですが、貸付人と借受人は親子関係でネギやきゅうりを栽培する予定です。3件とも区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号14番及び15番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号14番、15番についてご説明いたします。整理番号14番ですが、借受人はネギを栽培し適正に耕作をしており、問題なしと判断しました。整理番号15番ですが、花木を熱心に栽培しており、問題なしと判断しました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	17ページ、区域番号7番、整理番号16番から19ページ28番までの13件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	整理番号16番から28番について説明いたします。整理番号16番、20番から23番、26番から28番は同じ借受人で新規案件となっており、今回約2ヘクタールの水田の借り受けする希望があったことから、中間管理機構を通じての利用権設定となりました。すでに田植えの済んでいる水田もあり、しっかり管理をしているので区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号17番も新規案件となりますが、借受人は新規就農者ですが、4年ほど果樹農家で研修をし、適正な栽培をしていますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号18番、19番については同じ借受人で、こちらも新規就農者です。同じように6年ほど研修をして、利用権を設定する農地を借りるということで、適正に管理もしていますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号24番ですが、借受人は水田を多く借りている農家で、区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号25番ですが、借受人は、地域内では水田を多く借りて栽培をしており、しっかり管理をしているので、区域協議会では問題なしと判断をいたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第7号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。
庶務係長	議案書の20ページをご覧ください。議案第8号 農業者年金加入推進活動計画の承認議決についてでございます。こちらにつきましては、令和6年度の農業者年金加入を推進するための活動計画となります。福島市農業委員会としての加入推進活動計画を区域ごとに策定し取り組むものでございます。内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第8号 農業者年金加入推進活動計画の承認議決について、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第9号について事務局の説明を求めます。
庶務係長	議案書の25ページをご覧ください。議案第9号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことにより、区域協議会、総会の意見が5月28日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。
	26ページ、新規の認定農業者につきまして、区域番号6番、整理番号1番の1件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号1番について説明いたします。この案件ですが、区域協議会でも高齢ではないかという意見が出ました。事務局に確認したところ認定農業者には、年齢制限がないということでした。本人は元気で、夫婦で頑張っているのです、5年後の目標も達成できると、区域協議会では判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）

2 番	はい。高齢は分かりましたが、何で新規で申請したのか、その目的を知りたいです。よろしくお願いします。
2 1 番	国側の支援を踏まえながら、研修を受ける人の受け入れ先となるために、認定農業者等という要件があるからです。
議長	佐藤委員よろしいでしょうか。
2 番	はい。
議長	その他ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	続きまして、27ページ、認定農業者の再認定について、区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3 番	議長3番（発言を求める。）
議長	柴山委員（発言を許可する。）
3 番	整理番号1番から3番について説明いたします。今までの農業実績から見ても再認定というのは当然であり、5年後の改善計画も達成できると区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号2番、整理番号4番から28ページ8番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4 番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4 番	整理番号4番から8番について説明いたします。5名の方はいずれも真面目に栽培管理をされていて、5年後の目標は十分に達成できると区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号3番、整理番号9番及び29ページ10番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9 番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9 番	整理番号9番、10番について説明いたします。整理番号9番ですが、現在もきちんと農業生産をしているので、間違いなく目標を達成できると区域協議会では判断しました。整理番号10番は、地元の推進委員で一生懸命農業をしているので、区域としては目標を達成できると判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号4番、整理番号11番から30ページ15番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
13番	議長13番（発言を求める）
議長	菱沼委員（発言を許可する。）
13番	整理番号12番については、私が関連する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。13番、菱沼寿美恵委員、一時退席願います。 〔一時退席する〕
議長	それでは、議事を再開します。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
12番	整理番号11番から15番について説明をいたします。申請者5名の方は、地域においてリーダー的な存在で、現在も一生懸命農業をしており、区域協議会では5年後の目標も間違いなく達成すると判断いたしました。区域協議会の中で、整理番号13番について、果樹農家で、経営面積はどうなんだという意見も出ましたが、目標の中で、臨時雇用体制を整備するとあり、現在の畑は山間部で鳥獣被害も多いため、農地中間管理機構を利用し、今後農地集積を図りながら、目標を達成していくということでしたので、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号5番、整理番号16番から31ページ20番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	整理番号16番から20番について説明いたします。整理番号16番の申請者は地域でリーダー的な存在で、5年後の目標を達成できると判断しました。整理番号17番ですが、農地中間管理機構や農業委員会を通じて、農地の集積集約化を図り、規模拡大を目指しており、GAP取得に向けて頑張っているもので、問題なしと判断しました。整理番号18番ですが、大規模に耕作しているので問題なしと判断しました。整理番号19番ですが、申請者の父親が最適化推進委員で、家族に指導者もいるので問題ないと判断いたしました。整理番号20番ですが、大規模に水稻を栽培しており、5年後の目標も達成できると判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号7番、整理番号21番から32ページ24番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	整理番号21番から24番の4件について説明いたします。申請者は、現在もしっかり営農しているので、5年後の目標も達成できると、区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第9号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第9号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
	13番、菱沼寿美恵委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。
	（入室、着席する。）
議長	それでは、議事を再開します。
	次に、議案第10号について事務局の説明を求めます。
庶務係長	議案書の33ページをご覧ください。議案第10号 青年等就農計画の認定に係る承認議決についてでございます。申請のあった青年等就農計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定新規就農者の認定を行うことにより、区域協議会、総会の意見が5月28日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。
	34ページ、新規の認定新規就農者につきまして、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしくお願いいたします。
	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長	議長3番（発言を求める。）
3番	柴山委員（発言を許可する。）
議長	整理番号1番、2番について説明いたします。
3番	整理番号1番の申請者ですが、去年から農業を始め、1年間実績を積み上げてまして、ハウスきゅうりや露地野菜等を栽培しております。整理番号2番の申請者ですが大変若い方で、一昨年から母親のきゅうり栽培を一生懸命手伝っておりましたが、今回独立しきゅうりの栽培をする予定です。認定農業者に相応しいと区域協議会で判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕

議長 庶務係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号2番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長 4番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長4番（発言を求める。）
議長 4番	後藤委員（発言を許可する。） 整理番号3番について説明いたします。申請者は真面目に農作業に従事し、畑を管理していますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 庶務係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号3番、整理番号4番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長 9番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長9番（発言を求める。）
議長 9番	曳地委員（発言を許可する。） 整理番号4番について説明いたします。去年より農地を借り始めまして、徐々に栽培していきたいと担当者が確認しましたので、区域協議会では今後見守っていききたいと思いますので問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 庶務係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号4番、整理番号5番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長 13番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長13番（発言を求める。）
議長 13番	菱沼委員（発言を許可する。） 整理番号5番について説明いたします。申請者の就農計画も特に問題なく5年後の目標も達成できると、区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 庶務係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 35ページ、区域番号5番、整理番号6番から8番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長 18番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長18番（発言を求める。）
議長 18番	柴田委員（発言を許可する。） 整理番号6番から8番について説明いたします。整理番号6番ですが、地域の支えが必要のため、見守りながら育てていこうということで、5年後の目標も達成できると判断いたしました。整理番号7番ですが、申請者の兄弟が同じ地区におり、露地栽培をやって、自分もや

	りたいとの意欲を持って勉強しており、5年後の目標も達成できると判断いたしました。整理番号8番ですが、先進農家見学等により栽培知識を取得し、農業に意欲的なので5年後の目標も達成できると判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号6番、整理番号9番から36ページ11番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号9番から11番についてご説明いたします。整理番号9番ですが、申請者は長ネギを適正に栽培しており、区域協議会では5年後の目標を達成できると確信しております。整理番号10番ですが、申請者は果樹を栽培しており、真面目に取り組んでいますので、5年後の目標も達成できると区域協議会では判断しました。整理番号11番の申請者ですが、積極的に花卉・花木の栽培に取り組むという考えを持っており、区域協議会としましても、規模拡大のために、情報提供に協力し5年後の目標を達成させたいと考えております。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号7番、整理番号12番から37ページ15番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	整理番号12番から15番について説明させていただきます。整理番号12番、13番の申請者は、議案第7号で説明をしました新規就農者の両名で、意欲があり5年後の目標も達成できると、区域協議会では判断いたしました。整理番号14番ですが、2名での共同申請で、現状しっかり栽培管理しております。今後の目標も達成できると、区域協議会では判断いたしました。整理番号15番の申請者もしっかりと栽培管理をしており、5年後の目標も達成できると、区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	新規就農者が全体で15名おり、すごいと思ったと同時に、これから農業していくわけですが、低年収の結果、現状に遂行できるかについて、農業企画課、或いは農業委員会の中で、定期的に見守り活動をするということは、今までなかったと思いますが、これから必要と感じています。
議長	新規就農者の激励会に行ってきました。福島市は69名だと思います。本当にすごい人数の

	方が新規就農しています。県の方が言っていましたが、福島市の特徴は、他の地区も新規就農の方がおりますが、福島市は自分で新規就農をする方が非常に多いです。普通はどこかに所属して新規就農があるので、自分で新規就農は難しくリタイアする方も多いのも現実です。そのため、私も農業企画課や農政部と話し合いをし、計画的に意見交換などをしていきたいと思っております。事務局、私が発言した以外に何かありましたらお願いします。
事務局長	農業委員会をサポートする立場でありますので、当然会長がおっしゃった通りの内容に沿って、できる限り積極的にサポートしていきたいなと思っております。先日市長からは、農業者も周りの方とコミュニケーションをとっていただき、支援をしていく、具体的に作業だけではなく、コミュニケーションも含めた支援をお願いしたいというようなコメントありましたので、事務局も同様に、サポート体制を強化したいと考えております。
10番	よろしくお願いいたします。先日後継者部会の小委員会がありまして、若い人から発言がありました。技術的な面も支援が必要ですけど、心理的な内面的な精神的な支援を求められているという話が出ましたので、定期的に1年に2回ぐらいでもいいので、新規の就農者を訪問する活動というようなことを1つ事業化するような形で行っていただければ、定期的に行うことで、良い関係が築かれると思います。ただ支援をしていきたいと思いますという言葉では、いつどういうふうに支援していくかわからないので、きちんと計画の中に入れて活動をしていただきたいと思います。
議長	はい。先日農政部長と話す機会がありまして、その中でも要望はしてきました。後継者会がありますが、新規就農者会はないので、新規就農者会をきちんと作って、情報交換等をやりませんかという要望をしてきました。今後部会のような形で、継続できればなと思っていますのでその時は皆さんご協力よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。
10番	はい。
議長	その他ございませんか。 〔「発言なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	続きまして、38ページ、認定新規就農者の変更について、区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号1番について説明いたします。変更理由は、経営面積の規模拡大と導入機械の追加ということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第10号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第10号 青年等就農計画の認定に係る承認議決について、原案のとおり決定いたします。

議長
庶務係長

ここで、お諮りいたします。事務局より、「令和5年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況について」の追加議案が提出されております。これを議案に追加し、直ちに議題といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議ございませんので、追加議案第1号について事務局の説明を求めます。

追加議案第1号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」をご説明いたします。こちらは、令和5年度に皆さんに取り組んでいただいた最適化活動の結果を本総会で点検・評価するものです。

3頁をお開きください。ローマ数字のⅡ最適化活動の実施状況ですが、まず（１）農地の集積となります。頁の中ほどの③実績の集積率は37.9%、達成状況は89.2%となりました。農業委員会の点検結果の案は、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」としました。次に、（２）遊休農地の発生防止・解消ですが、4頁③実績で、ア 既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消については5年度の緑区分の解消実績 6.9ha、達成状況は 44.6%となりました。イ 新規発生遊休農地の解消については5年度の実績 2.2ha となりました。頁中ほどに農業委員会の点検結果の案としまして「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」としました。次に、（３）新規参入の促進ですが、5頁にお進みください。③実績は、公表した農地面積は 35.7ha、達成状況は 253.2%となりました。農業委員会の点検結果の案としては「目標に対し期待を上回る結果が得られた」としてあります。次に、2最適化活動の活動目標の（２）活動強化月間の設定ですが、目標を 11～2 月の設定としましたが、②実績としては、意向調査未回収者への戸別訪問、意向調査結果を踏まえ集積・集約へ向けた対象者への訪問を行いました。6頁、（３）新規参入相談会への参加について、目標は2回の参加としましたが、実績は1回の参加となりました。その下の「目標の達成状況の評語」案を「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としました。さらにその下の【推進委員等の点検・評価結果】は、委員皆さまそれぞれの別紙様式3の左下に記載のある評語の件数、区分をまとめました。7頁は事務の実施状況となっております。ご説明は以上となりますが、別紙様式3の「総会で出された意見」は現状空欄ですが記載をし、再度皆様にお送りすることとなりますので、ご意見をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見ございませんでしたら、「総会で出された意見」内容は、議長一任でよろしかったでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、追加議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、追加議案第1号「令和5年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況について」、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局よりお願いします。

次長 議案書39ページ、報告第1号から55ページ報告第7号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。

議長	これで本日の議事を全て終了いたします。
会長代理	閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。 〔尾形会長代理より閉会の言葉〕 慎重審議ありがとうございました。 これで、第11回総会を終了いたします。

(午後4時10分)

令和6年5月17日

これは、福島市農業委員会第11回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人12番 菅野 善晴

議事録署名人13番 菱沼 寿美恵